

I 会計処理・開示はここに注意 決算期の12月への 変更時のポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 横井 貴徳

はじめに

わが国の企業は3月決算が多数を占めているが、近年では企業活動のグローバル化を背景にして、国際的な企業間の比較可能性を向上させるために、3月決算から12月決算に変更するケースがみられる。そこで、3月決算などから12月決算に移行した会社が、初めて12月決算を迎えるにあたり留意すべき点(子会社の決算早期化への対応、会計処理および開示上の留意点)など、12月決算特有の論点を確認していく。

なお、文中意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げます。

決算日の決定

(1) 日本における決算日

日本の会社は、主に次の理由により、3月末を決算日として設定する会社が多いといえる。

- ・国をはじめとしたパブリックセクターの予算編成・執行年度が3月末を区切りとしている
- ・税制などの法律・制度の改正は、4月を施行月として行われる場合が多い
- ・日本の学校年度は、3月末を年度末としている

(2) 決算日の決定

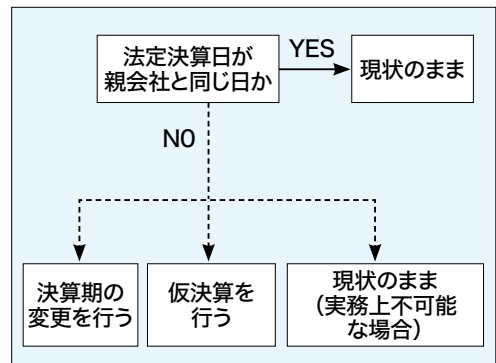
日本では3月末を決算日とするこ

とが主流であるが、必ずしも決算日を3月末とする必要はない。欧米では決算日を12月末とすることが主流であり、近年のグローバル化に伴う投資家への情報提供の有用性の観点から、日本においても決算日を12月末に変更し、決算期の統一を図る会社が増加している。特に、海外売上比率が高く、生産・販売拠点を有する在外子会社を多数持つような会社において、決算日を12月末に変更する事例がしばしばみられる^(注)。

親子会社の決算期を統一することにより、会社は次のメリットを享受することができる。

- ・投資家等に対して、より実態に即した財務諸表を開示することができる
- ・企業グループの業績管理・経営計画策定をタイムリーに行うことができる

(図表1) IFRSを適用する場合の対応(決算日)



また、国際財務報告基準(IFRS)では、実務上不可能な場合を除き、親会社の決算日と子会社の「親会社に対する報告日」を統一する必要があるため、将来のIFRS適用を見据えた対応として、決算期の変更を行うケースもある(図表1参照)。

(注) 有報提出会社の決算期変更はここ数年毎年20数社が実施しており、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに終了する事業年度の有報提出会社は30社となっている(平成30年3月期有報分析「旬刊経理情報」2018年9月20日号(No.1523)、兵藤伸考・加藤大輔・小林正文・清宮悠太・大竹勇輝著 中央経済社 41頁)。

決算期を統一する場合の取扱い

(1) 概要

決算期の統一を行う場合、実務上、